県道	利府岩切停車場線	宮城郡利府町青葉台二丁目二番一〇八から同町神谷沢字化粧坂六八番三まで
県道	築館登米線	栗原市築館字照越神田二三番一から登米市登米町寺池三日町二二番まで
福井県		
県道	白山中居神社朝日線	大野市小谷堂一九字北下谷山二番八から同市朝日一九字二九まで
県道	高浜舞鶴線	大飯郡高浜町中津海一二字寄田二番一から同町山中八〇号大荒堀三番まで

備考

適用は平成二十五年十一月十二日とする。

○国土交通省告示第千百八十六号

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定した件（平成二十五年十一月十二日国土交通省告示第千百三号）について次のように改正する。

平成二十五年十二月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本通線の区間「小樽市堺町一五番八から同市色内三丁目六四番一まで」を「小樽市堺町一五番八から同市色内三丁目一番まで」に、東通線の区間「小樽市住吉町一五七番から同市稲穂五丁目七九番二まで」を「小樽市住吉町一五七番から同市稲穂五丁目七五番まで」に、桜五号線の区間を「小樽市桜五丁目九〇六番から同市桜五丁目一三七九番二まで」に、水産学校裏通線の区間「小樽市若竹町四三番一二から同市勝納町二六七番一二まで」を「小樽市若竹町四三番一二から同市勝納町二八一番まで」に、旭橋通二の区間を「釧路市武佐一丁目四〇番一二五から同市緑ヶ岡一丁目一九番四〇まで」に、南大通道路の区間「北見市中央三輪九丁目一七番二から同市南仲町三丁目一七番二まで」を「北見市中央三輪九丁目一七番二から同市南仲町三丁目一七番二まで」に、春光町東七号道路の区間を「北見市春光町六丁目九七六番三八から同市春光町三丁目四五番まで」に、「二十五号」を「二十五号線」に、産業通りの区間を「北見市留辺蘂町上町一七番二から同市留辺蘂町元町六八番一まで」に、東一号通りの区間「北見市留辺蘂町栄町五番一から同市留辺蘂町栄町五番一から同市留辺蘂町上町一二三番一まで」を「北見市留辺蘂町栄町五番一から同市留辺蘂町上町一二三番一まで」に、「末広一丁目線住宅一号線」を「末広一丁目住宅一号線」に、清水沢宮前町線その一の区間を「夕張市清水沢宮前町一六番から同市清水沢清栄町八五番まで」に、「能取湖畔線」を「能取湖畔甲線」に、「稲富東二号線」を「稲富東二線」に、「天都山公住甲線」を「天都山公住団地甲線」に、「羽衣団地二号線」を「羽衣団地二号通線」に、東岸通りの区間「留萌市塩見町三六九番三から同市元町一丁目三番七まで」を「留萌市船場町二丁目八四番から同市塩見町三六九番三まで」に、本通南線の区間「稚内市緑四丁目一八四番八地先から同市大黒二丁目一五番四六地先まで」を「稚内市港四丁目一八四番八地先から同市大黒二丁目一五番四六地先まで」に、東明菜の花・公園線の区間を「美唄市東五条北八丁目一四五三番地地先から同市東明四条三丁目一七二五番地地先まで」に、開発西一八線の区間を「美唄市字上美唄三二七二番地地先から同市字大富五九九八番地地先まで」に、美培線の区間を「美唄市東七条北四丁目一七五五番地地先から同市東八条北八丁目一七五九番六七地先まで」に、一号線道路の区間を「江別市野幌東町五番一七から同市東野幌三六五番七まで」に、南一条四丁目道路の区間を「江別市弥生町三番二二から同市弥生町二八番一まで」に、兵村一一丁目通りの区間を「江別市野幌松並町三三番九から同市大麻栄町一九番一まで」に、兵村四番通りの区間を「江別市大麻二五九番一から同市対雁一番二まで」に、兵村一三丁目通りの区間「江別市大麻東町一〇番一四から同市大麻園町二番一四まで」を「江別市大麻高町七番八から同市大麻園町二番一四まで」に、東第一授業場通り線の区間を「滝川市緑町一丁目三六番二から同市北滝の川一六六〇番二まで」に、西裡通り線の区間を「滝川市西町四丁目一五二番六から同市扇町三丁目四九番六まで」に、蔵前通り線の区間を「滝川市花月町一丁目三六番から同市空知町二丁目五七番まで」に、東裡通り線の区間を「滝川市大町六丁目一三番二から同市東町四丁目九四番一まで」に、東一五丁目通り線の区間を「滝川市江部乙町一三四二番二から同市江部乙町三九七七番二まで」に、東一線の区間「滝川市江部乙町東一二丁目一四五七番二から同市北滝の川一五一八番二まで」を「滝川市北滝の川一五一八番二から同市江部乙町二〇四二番四まで」に、西一線の区間「滝川市江部乙町一二四番二〇から同市江部乙町一七三七番六まで」を「滝川市江部乙町四三六四番一から同市江部乙町一八二四番二〇まで」に、北西三線の区間を「滝川市江部乙町一一六七番二から同市江部乙町一六九五番一まで」に、北進通線の区間を「北広島市共栄二七八番二から同市青葉町四丁目六〇番まで」に、砂原西一四号線の区間を「茅部郡森町字砂原西四丁目二七七番地先から同町字砂原西三丁目一〇八番六地先まで」に、砂原西二八号線の区間を「茅部郡森町字砂原西四丁目二二〇番二三地先から同町字砂原西四丁目二二〇番一五地先まで」に、港町東森町二号線の区間を「茅部郡森町字港町一一番二地先から同町字東森町八〇番地先まで」に、住吉線の区間「山越郡長万部町字長万部四四三番地一から同町字長万部富野一〇四番地四二まで」を「山越郡長万部町字長万部四四三番地一から同町字富野一〇四番地四二まで」に、伏木戸北通りの区間を「檜山郡江差町字伏木戸町五五四番から同町字伏木戸町四六五番まで」に、記念通り下賀老貝川線の区間を「磯谷郡蘭越町目名町五七五番二四から同町字貝川四二番一まで」に、公民館鉱泉通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町一三五番一から同町蘭越町二四一番六三まで」に、蘭越あけぼの線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町七〇番一から同町蘭越町四二一番一まで」に、蘭越郵便局通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町一四五番一から同町蘭越町一四一番一まで」に、蘭越旧劇場通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町一一三番九から同町蘭越町五一番まで」に、役場山開センター通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町二五〇番三から同町蘭越町二五〇番一まで」に、高校メンコチ線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町五〇八番三から同町蘭越町九四二番三まで」に、蘭越母子センター通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町一四八番一一から同町蘭越町一五六番まで」に、中学校通線の区間「磯谷郡蘭越町五一三番二から同町五一四番一まで」を「磯谷郡蘭越町蘭越町五一三番二から同町蘭越町五一四番一まで」に、蘭越駅第二踏切通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町八五三番七から同町蘭越町六六番二まで」に、蘭越総合運動公園通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町四二八番一から同町蘭越町九〇七番まで」に、高校運動公園通線の区間を「磯谷郡蘭越町蘭越町九一九番一から同町蘭越町九〇一番まで」に、硫黄山線の区間「岩内郡共和町老古美三二三番六から同町老古美二六三番二まで」を「岩内郡共和町老古美三二三番六から同町老古美二六二番まで」に、「国鉄松林踏切」を「国鉄松林踏切線」に、大浜中線の区間を「余市郡余市町栄町三八九番一から同町栄町四五〇番二まで」に、黒川中通り二号線の区間を「余市郡余市町黒川町八三六番二から同町大川町一一丁目六五番まで」に、「大川町五丁目線」を「大川町五号線」に、黒川町南北線の区間を「余市郡余市町黒川町一七丁目一二番九から同町黒川町一八丁目三〇番一五まで」に、「沢町山田線」を「沢町山田町線」に、西九号の区間を「空知郡南幌町五壱七番五から同町弐八四五番参まで」に、十三号西線の区間を「空知郡奈井江町字奈井江町二二七番一五から同町字奈井江一八八番一まで」に、十四号西線の区間を「空知郡奈井江町字奈井江町一五四番三から同町字奈井江一三四一番一まで」に、十五号東線の区間を「空知郡奈井江町字奈井江町二七番一から同町字奈井江七三五番六まで」に、北二丁目通りの区間「空知郡奈井江町字一四〇番二から同町字奈井江八番一まで」を「空知郡奈井江町字奈井江町一四〇番二から同町字奈井江八番一まで」に、北四丁目中通りの区間を「空知郡奈井江町字奈井江町二二一番一から同町字奈井江二〇番四まで」に、二条線の区間「空知郡上砂川町字三〇八番地から同町字鶉三〇一番地一地先まで」を「空知郡上砂川町字上砂川町三〇八番地から同町字鶉三〇一番地一地先まで」に、一・二条連絡線（四）の区間を「空知郡上砂川町字上砂川町四七番地一から同町字上砂川町四七番地二まで」に、一・二条連絡線（五）の区間を「空知郡上砂川町字上砂川町一六七番地三から同町字三四三番地一まで」を「空知郡上砂川町字上砂川町三四三番地一まで」に、北一条連絡線の区間を「空知郡上砂川町字上砂川町三四一番地一から同町字上砂川町二六六番地三まで」に、山二線の区間「雨竜郡妹背牛町字妹背牛二一二一番一から同町字妹背牛四九八八番一まで」を「雨竜郡妹背牛町字妹背牛五一一四番一から同町字妹背牛四九八八番一まで」に、下四号線の区間を「雨竜郡妹背牛町字妹背牛二一二一番一から同町字妹背牛二九〇番五〇まで」に、東一号線の区間「雨竜郡雨竜町字洲本一一九番地一三〇から同町字満寿三三番地一まで」を「雨竜郡